

○山下委員長 これより会議を開きます。

厚生関係の基本施策に関する件について調査を進めます。

公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律案、調理師法の一部を改正する法律案及び児童福祉法の一部を改正する法律案、右三法律案の起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、先般各会派間において御協議いただき、意見の一致を見ましたので、委員長においてそれぞれ草案を作成し、委員各位のお手元に配付いたしてございます。

まず、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律案の起草案の趣旨及び内容につきまして、御説明申し上げます。

本案は、公衆浴場が著しく減少しつつある状況にかんがみ、公衆浴場についての特別の措置を講ずるよう努めることにより、住民の利用の機会の確保を図り、もって公衆衛生の向上等に寄与しようとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、国及び地方公共団体は、公衆浴場の経営の安定を図る等必要な措置を講ずることにより、住民の公衆浴場の利用の機会の確保に努めなければならないものとする。

第二に、環境衛生金融公庫または沖繩振興開発金融公庫は、公衆浴場を経営する者に対し、その公衆浴場の施設または設備の設置または整備に要する資金を貸し付ける場合には、通常の条件より有利な条件で貸し付けるように努めるものとする。

第三に、国または地方公共団体は、公衆浴場の確保を図るため必要と認める場合には、所要の助成その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

以上が、本起草案の趣旨及び内容であります。

公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○山下委員長 採決いたします。

お手元に配付いたしてあります草案を公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律案の草案とし、これを委員会提出の法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山下委員長 起立総員。よって、さよう決しました。

○山下委員長 次に、調理師法の一部を改正する法律案の起草案の趣旨及び内容につきまして、御説明申し上げます。

本案は、近年における生活水準の向上や食生活の多様化等に伴ういわゆる外食依存の増大等により、多数人に食事を提供する施設についての調理に関する業務の質的向上等を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、集団給食施設または飲食店等においては、その設置者または営業者は、施設ごとに調理師を置くように努めなければならないこととする。

第二に、厚生大臣は、調理師の資質の向上を図るため、調理の技術に関する審査を行うことができることとし、その事務を厚生大臣が指定する団体に委託することができることとする。

以上が、本起草案の趣旨及び内容であります。

調理師法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○山下委員長 採決いたします。

お手元に配付いたしてあります草案を調理師法の一部を改正する法律案の草案とし、これを委員

会提出の法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山下委員長 起立総員。よって、さよう決しました。

○山下委員長 次に、児童福祉法の一部を改正する法律案の起草案の趣旨及び内容につきまして、御説明申し上げます。

本案は、近年ベビーホテルと呼ばれる無認可の保育施設が大都市を中心に全国的に増加しており、これらの中には安全面や保育内容等について問題のあるものが見られることにかんがみ、これに対する規制の強化を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、厚生大臣及び都道府県知事に、無認可の児童福祉施設に対する報告徴収及び立入調査の権限を与えることとする。

第二に、厚生大臣は、都道府県知事と同様に無認可児童福祉施設に対して事業の停止または施設の閉鎖を命ずることができることとする。

第三に、報告徴収、立入調査を拒んだ者等に対して罰則を設けるとともに、関連する罰金の規定の整備を行うこと。

第四に、この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行すること。

以上が、本起草案の趣旨及び内容であります。

児童福祉法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○山下委員長 採決いたします。

お手元に配付いたしてあります草案を児童福祉法の一部を改正する法律案の草案とし、これを委員会提出の法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山下委員長 起立総員。よって、さよう決しました。

ただいま委員会提出法律案と決しました各法律案につきましては、委員長において所要の提出手続をとることといたします。

○山下委員長 この際、戸井田三郎君外六名より、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、日本共産党、新自由クラブ及び社会民主連合七派共同提案に係るベビーホテル対策に関する件について決議されたいとの動議が提出されております。

本動議を議題といたします。

提出者より趣旨の説明を聴取いたします。戸井田三郎君。

○戸井田委員長 私は、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、日本共産党、新自由クラブ及び社会民主連合を代表いたしまして、本動議について御説明申し上げます。案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

ベビーホテル対策に関する件(案)

近年、夜間保育、宿泊を伴う保育、児童の一時預り等を行うベビーホテルが大都市を中心に増加しており、その安全面や児童の処遇等について問題点が指摘されている。このようなベビーホテルが増加してきた背景としては、婦人の就労の増加、就労形態の多様化に伴う保育需要の多様化の問題がある。

児童福祉法の観点からは、劣悪なベビーホテルに対する規制を強化することが緊急に必要であるが、規制と併せて保育需要の多様化に対応した保育所の受入体制の整備、乳児院等の活用、さらに広範に育児環境の整備を図ることが必要である。

よって政府は、次の事項について配慮すべきである。

一 乳幼児の安全を確保するため、無認可保育施設に対する指導指針を定め、指導、監督を実施すること。

二 ベビーホテルに二十四時間、かつ、長期間入所している児童については、乳児院又は養護施設に入所し得るように措置手続の簡素化等を図ること。

三 都市部でモデル的に夜間保育を実施すること。

四 通勤時間の延長等に対処するため、大都市及びその周辺部において、地域配置を考慮して保育所を選定し、保育時間を午前七時から午後七時程度まで延長すること。

五 ベビーホテル発生の原因となっている諸問題に対処するため、育児休業制度等働く母親の育児環境の改善、保育所への年度途中入所の円滑化、乳児保育を中心とする小規模保育所の設置促進を今後の検討課題とすること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

(拍手)

○山下委員長 これにて越旨説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山下委員長 起立総員。よって、戸井田三郎君外六名提出の動議のごとく決議することに決しました。

ただいまの決議に対し、厚生大臣から発言を求められておりますので、これを許します。村山厚生大臣。

○村山国務大臣 ただいまの御決議につきまして、その趣旨を尊重し、所要の措置を講ずべく努力してまいりますのでございます。

○山下委員長 なお、本決議の議長に対する報告及び関係方面への参考送付等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

○山下委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十時四十分散会

公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律案

法律

（目的）

第一条 この法律は、公衆浴場が住民の日常生活において欠くことのできない施設であるにもかかわらず著しく減少しつつある状況にかんがみ、公衆浴場についての特別措置を講ずるよう努めることにより、住民のその利用の機会の確保を図り、もつて公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律で「公衆浴場」とは、公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号）第一条第一項に規定する公衆浴場であつて、物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）第四条の規定に基づき入浴料金が定められるものをいう。

（国及び地方公共団体の任務）

第三条 国及び地方公共団体は、公衆浴場の経営の安定を図る等必要な措置を講ずることにより、住民の公衆浴場の利用の機会の確保に努めなければならない。

（貸付けについての配慮）

第四条 環境衛生金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、その業務を行うに当たつて、公衆浴場を経営する者に対し、その公衆浴場の施設又は設備の設置又は整備に要する資金を貸し付ける場合には、通常の条件よりも有利な条件で貸し付けるように努めるものとする。

2 前項の通常の条件よりも有利な条件を定めるに当たつては、この法律の施行の際現に定められている条件及びその後の通常の条件の推移等を勘案して、有利なものになるように配慮するものとする。

（助成等についての配慮）

第五条 国又は地方公共団体は、公衆浴場について、その確保を図るため必要と認める場合には、所要の助成その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。

理由

公衆浴場が住民の日常生活において欠くことのできない施設であるにもかかわらず著しく減少しつつある状況にかんがみ、住民のその利用の機会の確保を図り、もつて公衆衛生の向上及び増進に寄与するため、公衆浴場についての特別措置を講ずるよう努めることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

調理師法の一部を改正する法律案

調理師法（昭和三十三年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第八條の次に次の二條を加える。

（調理師の設置）

第八條の二 多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で厚生省令の定めるものの設置者又は営業者は、当該施設又は営業における調理の業務を行わせるため、当該施設又は営業の施設ごとに、調理師を置くよう努めなければならない。

（調理技術の審査）

第八條の三 厚生大臣は、調理師の資質の向上に資するため、調理技術に関する審査を行うこと

ができる。

2 厚生大臣は、前項の調理技術に関する審査の事務で厚生省令の定めるものをその指定する団体に委託することができる。

3 第一項の調理技術に関する審査に関し必要な事項は、厚生省令で定める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

国民の食生活の向上に資するため、飲食店等に調理師の設置を推進するとともに、調理技術に関する審査を行うことができるようにする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

児童福祉法の一部を改正する法律案

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第五十八條第二項を削る。

第五十八條の二を第五十八條の三とし、第五十八條の次に次の一條を加える。

第五十八條の二 行政庁は、児童の福祉のため必要があると認めるときは、第三十六條から第四十四條までの各条に規定する業務を目的とする施設であつて第三十五條第三項の認可を受けていないもの（前条の規定により児童福祉施設の認可を取り消されたものを含む。）については、その施設の設置者若しくは管理者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員をして、その施設に立ち入り、その施設の設備若しくは運営について必要な調査若しくは質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証書を携帯させなければならない。

2 行政庁は、前項に規定する施設について、児童福祉審議会の意見を聴き、その事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができる。

第六十条第一項中「二千円以上三万円」を「五十万円」に改め、同条第二項中「一万円」を「三十万円」に改める。

第六十一条中「三千円」を「十万円」に改める。

第六十二条を次のように改める。

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 正当の理由がないのに、第二十九条の規定による児童委員若しくは児童の福祉に関する事務に従事する吏員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は児童に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者

二 第三十条第一項に規定する届出を怠つた者

三 正当の理由がないのに、第五十八条の二第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第六十二条の二中「第五十八条第二項」を「第五十八条の二第二項」に、「一万円」を「三十万円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

(従前の行為に対する罰則の適用)

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

児童福祉施設と同様の業務を目的とする施設であつて設置の認可を受けていないものに対する監督を強化するため、当該施設について、厚生大臣又は都道府県知事が報告徴収、立入調査等を行うことができることするとともに、厚生大臣も事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができることとする等が必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

ととする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

社会労働委員会議録第六号中正誤

ペジ 段 行 誤

五 三 目減

四 三 目減

三 三 目減

二 三 目減

一 三 目減

同 第七号中正誤

ペジ 段 行 誤

六 二 目減

五 二 目減

四 二 目減

三 二 目減

同 第八号中正誤

ペジ 段 行 誤

二 二 業種

一 二 業種

三 二 業種

二 二 業種

一 二 業種

同 第八号中正誤

三 二 業種

二 二 業種

一 二 業種

同 第八号中正誤

三 二 業種

二 二 業種